

令和4年度 第11回豊能町教育委員会会議（2月定例会）会議録

日 時： 令和5年2月24日（金） 午後2時30分開会

場 所： 消防署東出張所 会議室

出席者： 教育長	森田 雅彦
教育委員	宮崎 純光
教育委員	坂口 敏子
教育委員	富永 彰一
教育委員	馬渡 秀徳
教育委員	小松 郁夫
事務局：こども未来部長	入江 太志
教育総務課長	千歳 あや乃
義務教育課長	吉澤 亘
こども育成課長	竹内 弘明
生涯学習課長	寺倉 義浩
義務教育課主幹兼保幼小中一貫教育推進室長	峯 亜希子
教育総務課主事	篠崎 達郎

傍聴者： 3名

会議次第

第10号議案 令和5年度豊能町教育基本指針（案）について

第11号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

第12号議案 豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について

第13号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正について

第14号議案 豊能町立図書館運営規則改正の件

○各課・室からの報告

開会：午後2時30分

**【教育長】**

それでは、会議を始めます。ただいまの出席委員は4名です。過半数に達しておりますので、ただいまから令和4年度第11回豊能町教育委員会会議2月定例会を開会いたします。なお、馬渡委員におかれましては、所用のため、事前にご欠席の旨の連絡をいただいております。会議録署名人を宮崎職務代理の方でお願いいたします。よろしくお願いたします。それでは会議を始めます。

まず初めに、第10号議案「令和5年度豊能町教育基本指針案について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

**【義務教育課長】**

第10号議案「令和5年度豊能町教育基本指針案について」提案させていただきます。提案理由は、お手元の資料にありますように、令和5年度における豊能町教育委員会の取り組みの方向性を定め、各保育所、幼稚園、こども園及び小中学校に周知し、その取り組みを推進していくためのものです。今からご説明するのは、令和4年度の教育基本指針より大きく変更となった箇所を中心に説明させていただきたいと思っております。それでは資料の方をご覧ください。まず2ページ目、はじめにのところで、令和8年の義務教育学校開校に向け、準備や試行してきたものを検証していくという内容のことを書いております。例えば、保幼小中一貫教育カリキュラムによる授業研究を実施していくとか、「とよの未来科」の導入というふうになってきております。また、東西の義務教育学校開校に向けて、開校準備委員会を立ち上げ、校名・校章・校歌の策定を進めていくことを加えています。続きまして3ページ目、豊能町保幼小中一貫教育グランドデザインのところにつきましては、柱となる項目ですので、昨年度と同様の内容で継続して進めていきます。続きまして4ページ目です。令和5年度の重点目標のところですが、令和4年度には、特別重点として、新型コロナウイルス感染症に係る対応というものを記載しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、感染症に関わる法律なんです。この整備に基づく分類で、5類感染症に今後位置付けられるということで、インフルエンザと同じ対応していくことに移行されますので、基本的な感染対策は浸透してきたことから、また2月に大阪府教育庁が発出しました、令和5年度市町村教育委員会に対する指導助言事項からも削除されているところから、本町もその項目については削除しています。ただし、今後もコロナに関しましては、国や大阪府教育庁からの通達や通知に基づいて対応していきたいと思っております。続きまして7ページ目です。学校の再編に向けた取り組みの項目では、西地区における認定こども園の設置の検討について記載しております。続きまして15ページ目になります。学力向上の取り組みの

充実の項目についてですが、自ら学習に取り組む習慣を身につけさせるために、自学ノートの活用を記載しています。すでに自学自習に取り組んでいる学校はありますが、町内のすべての学校で取り組み、子どもたちが習慣化して、学力向上につなげていこうと考えております。また、教科の授業や学校行事の取り組み後の振り返りを必ず行うように努めます。学習の振り返りを行うことにより、子どもたち自身の良かった点、悪かった点が比較できるようになり、学習の定着につなげていくものと考えております。続きまして16ページ目になります。学びに向かう環境づくりの充実の項目では、ヤングケアラーについて記載しています。本町でも特定まではいかないまでも注意して見守りが必要な子どもがいらっしゃいます。ヤングケアラーというものを理解し、早期発見、早期対応に努めるために支援できる体制づくりにつなげていこうと考えています。続きまして、16ページ下段から17ページの上段にかけて、外国語、英語教育の充実の項目がありますが、令和4年度に保育所・幼稚園での英語活動を始めましたので、継続して実施していくとともに、小・中学校の英語の授業に繋がるように努めていきたいと考えています。続きまして、21ページ以降について、教職員の資質等に関する項目があります。働き方改革や、教職員の資質能力の向上、体罰やハラスメント等不祥事の防止を記載しております。戻りまして8ページから12ページまでの乳幼児期の保育教育の推進、それから12ページから13ページまでの子育て支援、児童虐待防止の取り組み、それから26ページから29ページまでの生涯学習関連の事項については、文言の整理のみで内容的に大きな変更点はありません。来年度も継続して取り組みを行っていきます。この冊子、今回ご提案している部分の最後の部分に、昨年度同様、豊能町の教育大綱、それから豊能町いじめ防止基本方針を追加しまして、豊能町教育基本指針としてまとめたいと考えています。

説明は以上です。ご審議いただき、ご決定いただきますよう、よろしく願いいたします。

#### 【教育長】

ただいまの説明に対する質問、或いはご意見等ございましたらお願いします。

#### 【委員】

豊能町教育基本指針の教育委員会としての基本的な行政のあり方についての位置付けといますか、それがどういうものかを簡潔にご説明をお願いします。

#### 【義務教育課長】

教育基本指針の中に、教育委員会としての取り組みや重点項目については、それぞれの細かい項目について教育委員会事務局として関わっていきますという旨は書いていますが、特に教育委員会として、こういうことを率先してやっていくということまでは触れていません。ただし教育委員会としては、豊能町教育大綱等に記載されています、子どもた

ちに対しての教育について、大きな目標を掲げてそれを各学校それから保育所幼稚園こども園で子どもたちの活動につなげていってもらい、方向性を示しながらフォローしていくという姿勢を持っております。共通していえるところは、教育基本指針のはじめにのところに書いております、未来を拓く教育を目指して、これを根本に教育基本指針を掲げておりますので、やはり社会を生き抜くための力をつけていこうと、そのためにそれぞれの年齢ごとの発達段階に応じた学習や活動それから教育支援をしていこうというのを、考えております。以上です。

#### 【委員】

教育大綱もあり、それをもとにして毎年この基本指針というのを出していると、その中には豊能町としての、令和5年度の基本指針であると同時にその年の重点的な教育活動について記述しているという理解でよろしいですか。

また今年度1年間の中で学校教育に対して、大きな流れになると思っているのが、豊能町でいうと義務教育学校開校に向けての準備がかなり進んだということですが、名目的には昨年12月に出了た、生徒指導提要の改訂版は、生徒指導つまりいじめ、不登校、その他様々な児童生徒の対応に対して考え方の改定がされていますので、その辺はどこの部分でどのように参考にされたのか。それとも豊能町では改定で示されたようなことは、もうかなり先取りしているのか、改定する必要はないと考えたのか。何かこれを作るにあたって、生徒指導提要をどういうふうに取り出されたのかについて、質問させて下さい。

#### 【教育長】

はい。吉澤課長お願いします。

#### 【義務教育課長】

小松委員がおっしゃいました、指導提要の改定については存じあげておりますけれども、それを直接教育基本指針に加えたというところはないです。大阪府も、それを参考にして、教育委員会に対して指導助言事項というところの中で、項目立てして加えられていると聞いておりますので、豊能町の方も、教育の基本指針の中で変えるべきところは変え豊能町としての独自性を出して、継続してやっていくものはそのままにして今回提案させていただきます。

#### 【教育長】

私の方からも少し補足をさせていただきます。先ほどの吉澤課長の方から説明がありましたが、令和2年度の方針を作るときに大幅に改定をいたしました。大阪府から、市町村教育委員会に対する指導、それから助言事項が毎年出されます。これは府内の市町村の教育長、それから指導主管、部課長を集めて、大阪府から説明がございます。その説明に沿

った形で、この基本指針を作成し直したということ、あと学校の再編に向けての、考え方を豊能町保幼小中一貫教育グランドデザインという形でお示しをし、これに沿って各校園所いろんな取り組みを進めていこうということで、令和2年の3月の教育委員会会議で決定をしていただき、校長会等にお示しをしたものでございます。グランドデザインに基づいた取り組みというのが前段であって、それから幼稚園・保育所、それから小・中学校に関する内容ということで、とりわけ校園所に指示していることにつきましては、目標という形で示しております。教育委員会事務局で取り組む内容につきましては、☆マークを付けており、これを事務局内部で今後検討していくということで進めております。なお、校園所或いは事務局につきましても、各学校でこれを元に指導計画をつくりましますので、半期ごと、中間まとめ、最終の報告という形でヒアリング等もさせていただき、そして課題等につきましては、前年度につなげていくという形をとっております。他の委員はいかがでしょうか。

#### 【委員】

6ページの1の(2)で、まず保幼小中一貫教育のグランドデザインでの地域とともにある学校づくりの推進という項目と、あと、26ページの項目12の(1)の教育コミュニティづくりの推進をしているという項目が地域と学校ということについてされているのですが、(2)の方は保幼小中一貫教育における地域と学校ということなので、学校運営協議会がまた新たにできていくので、そのことについて書くところなのかなと思い、何か二つが重複していて、目標11などは、委員会が印ついてないので、学校でしていただくということですけど、何かその辺りがちょっとバラバラとしていて、どうなのかなと思いました。学校でしていただくことと、運営協議会でしていただくことと、少し整理が欲しいなと思いました。

それから、21ページの9番、教職員の資質向上という項目で、目標116、首席や指導教諭などを活用した日常的なOJTの推進に努めることが挙げられているのですが、そこに対して少し思うことがありまして、日常的なOJT設置というのが、本当に現場では難しいなと思うところがあります。中々思うことを伝えにくい空気である中で、私が聞いたのは、他市町村の他校でされていたことで、首席のような先生がいらっしゃってその方が、先生方に何々先生の、教育での頑張りとかを聞く会議を開きますのでご興味ある先生、放課後にお集まりくださいというふうにして、頑張っているいろいろな先生の話をもみんなで聞くというような機会を校内で持たれていたんですね。それが、とてもいいなと。なかなか若い先生に「いいよ」というのはすごく言いにくいけれども、そういうところで先生がこんなふうに取り組んでこられたっていうことを聞くと、とても入りやすいし、そのあとそれについて、みんなで話すいい機会になるのもあるし、というようなこともあったりしまして、首席の先生が管理職と先生方との間を取り持つというのは、難しいと思いますが、具体的な会議を持つことで、OJTを進めていただけたらと思いました。

もう一つ、それから、26 ページ 12 の (2)。家庭教育支援の充実というところで、家庭教育を支援するというので、いろいろ教育委員会の方でこれを目標として掲げているのですけども、PTA と保護者の境目がすごく難しく、間に PTA というパターンで、その親学習なりを進めていっていただくのがいいのではないかと思っているのですが、今、過去にあった豊能町 PTA 連絡協議会はあるのかどうか質問です。

まとめて言わせていただきます。次、28 ページです。28 ページの生涯スポーツの振興について (5) 番ですけれども、目標 167 様々な世代が気軽に参加できるスポーツ事業の展開を図ることがあるのですけど、以前スポーツ推進でモルックとかをしてくださったと思います。私自身が地域で、ミニスポーツ大会でボッチャを取り上げ、希望ヶ丘の方の自治会でカーリンコンを取り上げられていて、それがバラバラになっているので、ボッチャやカーリンコンなりそろえてできないかなとかいろんなことを考えたのですけども、結果いろんな種類があってもいいじゃないかと思いました。それでも、お互いどこで何をされてるということを知っていたら、いろいろ交流もできるかなということもあり、いわゆる多世代に受け入れられるスポーツ、今あげました 3 種類等をしていただきながら、各自治体などに連絡を取っていただくと連携がうまくいくのではないかと考えています。自治会なり老人会なり、もちろん、例えばボッチャやモルックとかをシートスで開催するとか、そういう連携を取ることを考えていただけたらと考えています。

#### 【教育長】

学校運営協議会およびグランドデザインでの説明に、家庭との地域との連携について、両方に記載されているというのを指摘してもらいました。吉澤課長お願いします。

#### 【義務教育課長】

ありがとうございます。ご指摘いただいたこと考えていきたいと思えます。

まず、1 点目にありました、家庭と地域との関係ですけれども、6 ページ目のところは全体を通した保幼小中一貫教育に取り組むところですので、そこで重点的に関わっていく地域も巻き込んでというところを重要視したいということで、記載しているところがあります。後半の部分は、家庭での教育学習のことも含めて、地域として関わっていただきたいということで、その部分で加えたところでもあります。文言が重複しているところは、少し整理をさせていただこうと思います。内容としましては、やはり学校だけでは家庭教育なかなか難しいですので、地域の方々にも一緒に関わっていただいて、親学習とか、地域で家庭教育について、やっていけたらなと思います。それが、教育に関わる教科の学習だけではなく、地域で残していきたい活動とかそういったものも取り込めたらと考えています。

続きまして 21 ページの日常的な OJT、今現場の先生方、かなり大変です。いろんな内容のことがありますし、日々子どもたちもいろんな活動を通してやっていかないといけない

ので。ただし、それでも先生方も、ご自身の技術向上もしていただかないといけませんので、そういったところでOJTまではいかなくても、校内研修とかで、向上をしていただきたいということで、記載しています。各校ともに、毎年数回校内研修というのをやっていただいています。いろんな項目で教科であったり、生徒指導であったり、そういったことで、交流をしていただいています。また、教員は毎年新規採用を取っていますので、その新人職員の教育も必要になってきますから、そういった面で各学校取り組んでいただいていますので、その部分文言の方は、もう少し考えて掲載していきたいと思います。

家庭教育支援のところにPTAをとということですが、今、先行して東地区、東能勢小中学校のPTAが一つになりましたので、そのPTAの方々も、今までと違う活動の仕方をした方がいいのか、それとも今まで通り、学校と協議して進めたらいいのかなと思案されています。私どもも、新しい学校の新しいPTAですので、新しい活動をしてもらって、それぞれ保護者の方々ご負担のない形で活動していただきたいと思っています。それで、今いろいろとやっていただいているということです。学校運営協議会の中でも、役員さんらに入っただけで、そこで学校がして欲しいこと、地域としてやっていくこと、保護者として関わってもらうこと、そういうところの整理の話も今、していただいています。それが先行してうまい具合にまとまったら西地区もそれをモデルに作っていただけるのかなと思っています。今は西地区の方では、まだPTAがそれぞれの学校毎で活動していただいていますので、どういう形になっていくのか、西地区の方々も今、東地区の動向をご覧になっているところです。また連絡協議会がありますので、そこで情報共有しながら進めていけたらと思っています。

#### 【委員】

PTAについてですが、自分自身がPTAをしている時に、やっぱりPTA役員というのは、PTAと先生方をつなぐ間役だと思っていたんですね。なので、先生方が保護者に言いにくいことをPTA役員を通して伝える役回り、PTA役員はPTA全体をまず見ていかないといけないと思っていました。その辺りのことをPTA連絡協議会で伝えていただきたいと思えます。先生方がPTAの方に物申しにくいみたいな感じになると、やっぱりそのあたりがお互い敵みたいていになって、消極的になってしまってお互い高め上げられないってなるのがすごくもったいないと思う場面によく出くわしたりしたので、教育委員会としてPTAの役員の方々にそのあたり上手にしていきたいと思っています。PTA役員教育じゃないですけど、そんなことをしていただけて、橋渡し役を上手に作っていただけたらという思いがあります。

#### 【生涯学習課長】

去年初めてモルック教室開催しました。生涯スポーツということで、今までトレッキング教室が多かったのですが、新しいスポーツにスポットをとということで、10月モルック

教室をしました。割と好評で、定員いっぱい20名近くの方に来ていただきました。生涯学習課の方で、モルックセットを5セットほど購入しました。最初は教室ということで実施したのですが、今後、例えば自治会、老人クラブと直接的な連携事業が可能かどうかかわかりませんが、モルックの道具を貸し出したりとかという形でさせていただいていますのでそれをもうちょっと生かして、連携していきたいと思います。また、ボッチャやカーリンコンなど、いろいろなスポーツもあっていいと思いますし、それぞれの楽しみ方というのがありますのでそういった部分でも何か考えていきたいと思います。

#### 【教育長】

たくさん意見、ご指摘ありがとうございます。他にございませんか。

はい。富永委員をお願いします。

#### 【委員】

3年振りに始めの文言が変わったのがやっぱりすごいなと思いました。保幼小中15年間の教育といった、新しい教育をしているのだから、町の目標について、さきほど小松委員が教育大綱とおっしゃいましたが、大綱自体は今のところ変わっていないがこれも見直していかないといけないと思います。今までのいわゆる6・3制の教育と違うことをやろうとしているのだから。

今年の資料のはじめにの部分で記載している、主体的というのが子どもたちに欠けているなどと思っています。主体的に判断して行動するというのが付け加えられているが、消極的な子どもが増えているとか、そういうことがこの間、問題に関わっていたと思うので、一人一人が自分で考え、これを主体的にという言葉で表していったことはすごいと思いますし、これが大事なのかなと思います。昨年度は、グランドデザインに基づいて、地域、保護者、教職員、行政が入り、今どうあるべきかという問題について、逐一考えましたが、これを更新していくことはすごく大事なのかなと思います。そして、不易と流行という言葉が教育界でよく使われるけど、何か不易の部分がどんどん消えていっていると思うし、何か流行っていることばかり、例えばICT教育ばかりしているというイメージになって、先生もそれで忙しくなり過ぎているのかなと思います。先ほど坂口委員からもありました、PTA組織も形骸化してきていると思います。総会して、行事してと。PTAは本来、地域の保護者の代表だと思います。一番象徴的なのは、運動会です。運動会の際に、PTA役員は子どもの安全確保のため、見守りを行っています。昔は運動会を楽しくするために、PTAも活動していたと思います。最近はそのような活動は最近あまりないです。これは先生たちがそういう必要性を感じなくなっているのもあるのかなと思います。地域と繋がるということ、例えば極端ですが、東能勢の旧村では秋には田舎の行事があったりもします。学校の先生は田舎で何か問題あったら、やっぱりほっとけないから、先生も関わっていたりしました。今はそういうふうな感じが、学校の先生にはない。ないとい

うか、働き方改革で、そういうことをしたらいけないみたいな、上からの指導がある。だからそういうことで先生たちは、小さくなるというかビクビクしてしまっているという感じがします。そういうことを払拭して、小中の先生は深い繋がりを地域とつくっていくことも必要ではないかなと思いつつながら、どうしたらいいかなと思っています。この間学校運営協議会が現場の管理職だけじゃなく、教職員の代表も入っている。以前はPTAの行事ももう少し子どもに関わっていたようなので、だからPTA担当の先生を置いて、それから青育協担当の先生とか。すいません、長くなりますが、青育協が行事をしたら、地域で子どもはどうしているかなというのを見に来る先生がいた。だから、子ども同士が繋がっていくのに地域で、学校で活躍しない子が活躍したりするのですが、そういう子を見ていくのが皆の一番の望みなものだから、そういうシステムをうまく作ることはできないかと、すごく思います。だから学校の先生っていうのはやっぱり子どもが好きで教えることだけでなく、子どもと一緒に何か作っていくことが好きで、教師になったはずだと。そういう気持ちを持たせてあげないといけないみたいなことを感じます。新しいカリキュラムを作って、それを、一緒に作る楽しみで、「とよの未来科」が目指すのも、地域の人にも入ってもらって、一緒に学ぶ喜び。例えば自然観察等は本当にそうだと思います。だから、少し漠然とした物言いになってしまっていますが、先生が何かそういうことに、町の教育目標というか、豊能町の未来を考えられる子どもを作りたい、そういうふうなことを一緒に考えていけるような土壌をどうして作るかなというのを文言にするのは難しいんですけど、考えていってほしいと思います。

#### 【教育長】

いろいろな視点からありがとうございます。他に意見ございませんか。

#### 【委員】

先回の学校訪問で、2月14日東能勢小中学校の学校訪問で、まさしく21ページの教職員の資質向上というところの目標ですね、児童生徒の少人数化が進む中というので実際に見させていただいて、本当に子どもたち一人一人に対してすごく先生が一生懸命になって指導されている姿を見て本当に感激しました。

また、15ページの学力向上の取り組みの充実ということで、授業づくり、指導方法の工夫改善というところで、豊かな自然と豊かな人材を生かした、特色ある教育活動を展開するということですが、これも実際に肌で感じさせていただいて、地域の子どもたちが地域の人と一緒にあって、いろんなものを作っていくというのをみて、すごく感動させていただきました。

あと一点、学校の方に心の教室というのがあったと思います。女性の先生を1人お招きして行っている。あと2名の方と合わせて3名ローテーションでやっているとおっしゃっていましたが、結構いろんな児童とか生徒さんがいろんなお話をされると聞きまし

た。そういうのは教育指針には入らないのでしょうか。

#### 【義務教育課長】

学校訪問を急でやったにもかかわらず、ご参加いただきましてありがとうございます。いろいろな良いところ見つけていただいてありがとうございます。もう本当にいろいろな関わりを、先生方、試行錯誤しながら、子どもたちのためということでやってきていただいております。先ほどご質問ありました、心の教室ですが、この項目でこの教育基本指針の中には入っていませんが、子どもの生徒指導とか、教育支援とか学習支援という形の一つとしてとらえています。ただ、吉川中学校の方には、この配置はありません。違う形で今取り組んでいただいています。子どもたちの、やはり日々の悩み事とか、先生や、生徒指導の担当の先生には言えないようなことを、相談したり、日常の会話の中で、それを汲み取ってもらうという形でやっています。東能勢のところの場合はですね、適応指導教室といいまして、支援が必要なお子さんの対応の一つとして、まず設置をしました。名称が堅いので、心の相談員という名称でやわらかい形にして、子どもたちにもわかりやすい形をとっております。東能勢中学校に設置しておりましたので、子どもたちが休み時間に、先生に聞いて欲しいこと、それから、日常の他愛もない話をしにいくような感じで、今活用しています。それで、1人通常勤務にしていたのですが、都合で代わられて、勤務形態の関係上、今は3人ローテーションで入っていますが、来年度以降はまた一人体制に戻そうかなと思っています。

5・6年生が今年度から来た関係で、5・6年生は最初遠慮していました。中学生が行く場所だというふうに見ていたようで、でも6年生も思春期で多感な時期ですので、やはり何かお話したいということで、中学生が入らない時間体に、多く来ているようです。そこで、普通に会話して、気になるお子さんには、1人で来た場合にはどうしたのかという呼びかけをしたりとか、いろいろな形で、子どもに関わりながら、子どもの気持ちに寄り添うようなことをしています。今後もそれは継続して続けていきたいなと思っています。以上です。

#### 【教育長】

それぞれの委員から、いろいろな角度からご意見をいただきました。学校の再編、これに向けて令和2年3月にグランドデザイン、豊能町保幼小中一貫教育、これを進めるためのグランドデザインというものを教育委員会で、これを考え、これに基づいて進めていこうということで、令和8年4月に向けて、6年間あるのですけれども、来年令和5年度はちょうど4年目になるということで、今まで、いろいろな形で準備してきたことをまとめ、整理をし、そして形にしていこうというような年にしていこうということでございます。とりわけ、やはり小中一貫教育9年間のカリキュラムを、令和4年度それぞれ町研の方で、管理職の先生も入っていただきながら、それぞれの9年間をつなぐ、或いは保幼小をつ

なく、そういうカリキュラムを作成していただいていますので、それを来年度は実際に授業の中で、各教科1回は研究授業して、みんなでそれを検討していこうということをやっ  
ていただいております。やはり、みんなで新しい学校作り上げるといふようなところで協  
力しながら、それからまた来年令和5年度は、吉川中学校生徒が光風台小学校に移る準備  
をしなくてはならない。そのことも視野に入れながら、この中身を検討していただい  
ております。また、子どもたちにとりましては、とりわけ今まで課題となっていました。全国  
学力学習状況調査、或いは豊能町独自のとよのチャレンジ、そういうような生活調査の中  
から、家庭に帰って家庭でどんな過ごし方をしているかということ、やはり SNS とかテレ  
ビとかゲーム、そこにやはり割いている時間が大変多い。これは豊能町だけじゃなく、全  
国的な傾向ですけれども、とりわけそれが小学校にも、高学年でも同じような傾向が見ら  
れるということで、今までは、4月の初めに、学びのすすめというのを、それぞれのご家庭  
に配布して、ルールづくりをしてくださいということをお願いしていました。来年度から  
は、これは吉澤課長の方から説明がありました、自分で課題を見つけ、自学ノートを作  
る。そういうふうなことで、勉強の仕方とか、その日習ったことを家に帰ってどれだけ復  
習していけるか。それは学校単位でやろうとしていたのを、これを町としてやろうとい  
うことです。これは本当にすばらしいことで、これは義務教育学校でも、子どもたちの学習  
習慣を身につけていくというのはとても重要なことで、そして振り返りをする、時間の振  
り返りだけじゃなしに、その辺1日の振り返りをする中で、今日は家帰ってこの勉強はや  
っぱりもう1回やってみようと、そういうふうな習慣がついてきたら、本当にまだまだ子  
どもたちは、力を発揮してくれるのではないかと、学力も伸びてくるのではないかと  
思うところがございます。本当にいろんなご意見ありがとうございます。

#### 【委員】

最後に、すいません。5の小中学校の教育の充実という、全体に関わることですが  
も、今日本だけでなく世界的に求められている、学びの中で言われている、自然教育い  
わゆる STM。科学的な思考、そのことについて残念ながらあまり書かれておりません。例  
えば、学習の15ページの中に言語については書かれていますけれども、科学的な思考とか  
或いは、SDGsにも関る自然科学についての、或いは数学についての思考といったもの。  
豊能の自然について学ぶのであれば、もう少し自然科学的な、興味関心志向のある子  
どもを育てるといふのは、これはすごく大事なテーマになっていて、今回の感染症の  
問題なんかにしても、もう少し皆さんが科学について、知識、情報があれば、もっ  
と具体的に生命科学とか、医学とかそういうものについてちゃんと知識を持ってい  
れば、あんまり振り回されず、何をどう気をつければ、感染症という問題は予  
防できるかとかですね、それから SDGs、環境そのものについて総合的に、社会  
科学的な思考をもちろん必要でしょうけれども、もう少し自然科学について、幼  
稚園、小学校、中学校段階から、それに興味を持つような学力とか学びに向  
かう力、例えば虫なんかについて、豊能町は自然がたくさんありま

すので、もう少し何か豊能町の豊かさを学ぶことの一つに自然について興味関心を持ち、科学的な思考を見つける子どもを育てますってことがあってもいいように思いました。

#### 【教育長】

来年度から本格的に、とよの未来科をスタートする予定をしております、令和4年度につきましては、吉川小学校区を研究指定校として、1年間を通じて、春夏秋冬どういう活動をしているか、ということで研究をしてもらいました。そういうことをベースにして、やはり豊能町の自然、素晴らしさ、これを幼稚園保育所の段階からもそれぞれの園ではやっております。それをカリキュラム上にどう落とし込んで、計画的にやろうかということでございますので、委員の皆様から言っていたいただいた内容等につきましても少し、これは盛り込ませていただいて、それで仕上げたいと思います。ありがとうございます。

#### 【委員】

馬渡委員が出席していたら発言したであろうことを代弁します。私の小学校時代は、光風台小学校は素晴らしかったということをよく話をされます。やっぱり医者になる原点もそこにあったように、彼はおっしゃいます。なので、そういう教育はできると思います。

#### 【教育長】

他によろしいですか。それでは質疑の方終結をいたします。採決の方を取らせていただきます。ただいま説明のありました第10号議案「令和5年度豊能町教育基本指針案について」賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、第10号議案は可決されました。次に第11号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について」でございます。事務局より説明をお願いします。はい。竹内課長をお願いします。

#### 【こども育成課長】

それでは、第11号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について」ご説明させていただきます。なお、本町におきましても、国の基準制定に基づき、平成26年度にこの条例を制定しましたが、現在のところ本条例に該当する家庭的保育事業所等の事業所がございません。それでは、議案書、概要説明書、及び新旧対照表もあわせてご覧ください。提案理由は、家庭的保育事業等の設備及び運営

に関する基準の国の基準の改正に伴い、所要の改正を行うもの。それでは、概要説明書、ページ番号1-4にてご説明させていただきますので、ご覧ください。左側の中ほど、白丸、改正の内容についてご説明いたします。第8条の2が追加され、乳幼児の安全の確保を図るため、設備の安全点検日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練等、安全に関する事項について、安全計画を策定することが義務づけられました。次に、第8条の3が、同様に追加され、施設外活動等で自動車を運行するときは、点検等による子どもの所在確認、及び、車内の子どもの見落としを防止するブザー等の設置の支障が義務づけられました。第11条は、家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併設している場合、設備や職員を兼ねることができましたが、これまで保育士や乳幼児の保育に直接従事している職員を兼ねることはできませんでした。ただ、今回、必要な保育士や保育室の面積が確保されている場合には、兼ねることができるようになりました。第14条は、社会福祉法第47条第3項の懲戒について規定が削除されたことに伴い、懲戒に係る権限の濫用禁止について、定めていた規定を削除するものです。第15条は、感染症、食中毒の予防及び蔓延防止のための研修や訓練を定期的実施するよう進めることを求められています。附則としましてこの条例は令和5年4月1日から施行するものです。なお、第8条の3で、自動車運行時における車内の子どもの見落としを防止するブザー等の装置の使用が困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間は装置を備えないことができるとの経過措置が設けられています。ご説明は以上でございます。ご審議いただき、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**【教育長】**

はい。ありがとうございます。質問等ございましたらお出してください。なお最初にありましたように、本町には該当する施設はないということでございます。よろしいですか。

**【委員】**

これはひかり幼稚園のバスとは関係ないですか。

**【こども育成課長】**

この条例は、家庭的保育事業等だけですので、幼稚園のバスには直接影響ありません。

**【教育長】**

よろしいですか。質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明ありました場合11号議案「豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について」賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手全員)

はい。挙手全員であります。よって第 11 号議案は可決されました。次に、第 12 号議案「豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について」でございます。事務局より説明をお願いします。

**【こども育成課長】**

それでは、第 12 号議案「豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について」ご説明申し上げます。なお、この条例は、豊能町留守家庭児童育成室の基準のことになります。それでは議案書、概要説明書、及び新旧対照表も併せてご覧ください。提案理由は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。それぞれの内容説明書、ページ番号 2-4 にてご説明させていただきますので、ご覧ください。左側中ほどの改正の内容です。第 7 条の 2 が追加で、利用者の安全の確保を図るため、設備の安全点検日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練等、安全に関する事項についての安全計画を策定することが義務づけられました。次に、第 7 条の 3 が追加され、施設外活動等で、自動車を運行するときは、点呼等による子どもの安全確認、所在確認が義務づけられました。第 13 条には、感染症や地震等の非常災害が発生しても、事業を中断させることがないように、業務継続計画を策定するよう努めることなどが求められました。第 14 条は、感染症、食中毒の予防及び蔓延防止のための研修訓練を定義的に実施するよう努めることを求められたものです。附則としましてこの条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものです。なお、第 7 条の 2 で、安全計画の策定等の義務について、施行日から令和 6 年 3 月 31 日までの間は努力義務とするとの経過措置が設けられております。説明は以上でございます。ご審議いただき、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**【教育長】**

ありがとうございます。ご質問等あったらお出しください。  
よろしいですか。質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明がありました、第 12 号議案「豊能町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正について」、設備及び運営に関する基準を定める上で、改正について賛成の方の挙手をお願いします。

**(挙手全員)**

挙手全員であります。よって第 12 号議案は可決されました。次に第 13 号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正について」でございます。事務局より説明をお願いい

たします。

#### 【こども育成課長】

それでは第13号議案、「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正について」ご説明いたします。なお本町におきましても、国の基準制定に基づき、平成26年度にこの条例を制定しましたが、現在のところ本条例に該当する特定子ども子育て新施設で、施設型給付費を町から受け取る事業所は町内にはございません。それでは、議案書、概要説明書及び新旧対照表もあわせてご覧ください。提案理由は、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。それでは、概要説明書、ページ番号3-3にてご説明させていただきますので、ご覧ください。左側の改正の内容です。中ほどですが、第26条は、児童福祉法第47条第3項の懲戒について規定が削除されたことに伴い、照会に関する権限の乱用禁止について定めていた規定を削除するものです。付則としましてこの条例は令和5年4月1日から施行するもので、ご説明は以上でございます。ご審議いただき、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

#### 【教育長】

はい。ありがとうございます。国の改正に伴って、所要の改正を行うということでございます。また、本庁に該当する施設、現在のところないということでございます。質問等ありましたらお願いします。よろしいですか。それでは、質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明がありました、第13号議案「豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の改正について」につきまして、賛成の方、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、第13号議案は可決されました。

次に第14号議案「豊能町立図書館運営規則改正の件」でございます。事務局より説明をお願いします。寺倉課長お願いいたします。

#### 【生涯学習課長】

第14号議案「豊能町立図書館運営規則改正の件」についてご説明させていただきます。それでは議案書をご覧ください。提案理由としましては図書館資料の貸し出し点数の変更、及び、図書館協議会委員の選出の明確化など、所要の改正を行うものでございます。主な改正内容としましては概要説明書の通りでございます。それでは新旧対照表の方

を使いまして、主な変更点、改正点をご説明させていただきたいと思っております。またお手元の新旧対照表、1ページをご覧ください。まず第1条の見出中の目的の趣旨に解説もごさいます。目的規定は本来、法令の目的を簡潔に表現したものであり法令全体の解釈、運用の指針となるものであります。これに対しまして、趣旨規定とは、法令がどのような事項についてどのように規定しているかを表現したものでございます。本規則はその内容から言いますと、本来であれば趣旨規定が妥当であるということから、改正するものでございます。続きまして、同じ1ページ目の第11条、こちらにつきましては、貸出点数を10点以内から15点以内に改めるものです。現在規則上は、資料の貸し出し点数を10点以内となっておりますが、同条のただし書きに従いまして、図書資料が10点に加えて、視聴覚資料2点以内コミックス1セット以内ということで、現在運用上は合計13点以内というふうにしておりますが、利用者のニーズも考えまして、15点以内に拡大するというものでございます。

続きまして2ページ目の方をご覧ください。こちらにつきましては、第17条、第18条、第19条につきまして、図書館内の集会室の使用について、文言を許可とするものでございます。これは令和元年の規則改正時に、集会室の利用については許可制といたしましたが、規則上の文言で承認という言葉が残っていたため改正するものでございます。

3ページ目の方をご覧ください。第6章につきましては図書館資料の寄託を寄贈にすることについての条項ですが、図書館昭和60年の開館以来、企画資料の受け入れは実績がありません。寄託資料と言いますと図書資料をお預かりして展示するということですがけれども、そういった実績が全くなく、もしそういった場合、お預かりして展示することになりましたら、防犯の観点から、現在管理体制なかなか難しいということで、寄託条項を削除するものでございます。

同じく3ページ目、続きまして第7章の図書館協議会についてですけれども、こちらにつきましては、豊能町図書館設置条例において、図書館協議会の選出区分や委員数を規定しておりますが、選出区分毎の委員数が規定されておらず、委員の選出についての偏りを防ぐため、選出区分を区毎に委員数を定めるものでございます。

最後の4ページ目をご覧ください。こちらの第24条としまして、委員委嘱後の最初の会議と、会長副会長が選出されていない場合の会議の招集規定がないため所要の改定を行うものでございます。

最後に、第8章雑則を新設しまして、現在、年1回図書館の活動について取りまとめ公表しておりますので、それを第28条において規定し、第29条においては現行委任規定がないためそれを規定するものでございます。なお本規則改正は令和5年4月1日より施行するものでございます。説明は以上です。ご審議賜りますよう、よろしくお願ひいたします。

【教育長】

説明が終わりました。質問、ご意見等ありましたらお出してください。

**【委員】**

学校教育関係者3人以内とか、社会教育関係者3人以内というのは、町内に住んでいる教員ですか。この10人の本来の趣旨でいったら、町内に勤務する人も含めて規定しているのですか。それで現状の委員はどのような人たちか教えて下さい。

**【生涯学習課長】**

10人以内ということで、現在としては、6人委員をやっていただいております。学識関係者が3名、社会教育関係が2名で、1人が教育関係者と東ときわ台小学校の張校長がやっておられます。

**【教育長】**

他に質問はよろしいですか。

本町は箕面市の図書館も活用しておりますが、貸し出しの冊数は問題はないですか。

**【生涯学習課長】**

箕面市の図書館の貸し出し点数は20以内になっています。豊能町は現在10点以内なので、いきなり20点までとせず、15点でニーズとか見させていただいて、また考えたいと考えております。

**【教育長】**

箕面市の方が借りる場合は、20点以内となるのですか。

**【生涯学習課長】**

箕面市で借りる場合は箕面市の条件と同じ条件で借りられます。やはり箕面市の方が豊能町の図書館を活用する場合は、豊能町の15点以内というルールで貸し出しをしております。

**【教育長】**

そうしましたら、今回改正がされますと、箕面市民の方が豊能町の図書館の本は15点まで借りることができるということですね。はい。わかりました。ありがとうございます。他によろしいですか。

**【委員】**

3ページの図書館資料の寄託ですが、元々やむを得ない理由により汚損紛失、または破

損した時図書館は責任を負わないと書いてあるので、防犯上無理だとおっしゃっているが別に削除しなくてもいいじゃないかなと思ったのですがいかがでしょうか。

**【生涯学習課長】**

寄贈という形であれば寄付していただきまして、展示させていただくということになりますが、寄託となるとあくまでもお預かりということなので、責任は負わないと規定していますが、やはりそのためには、防犯をしっかりした上での話だと思いますので、今本町の財政事情、防犯システムの実績もなくなかなか難しいいうとここで削除させていただくという形です。

**【教育長】**

よろしいですか。これで質疑を終結いたします。採決を行います。ただいま説明のありました第14号議案「豊能町立図書館運営規則改正の件」賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員であります。よって、第14号議案は可決されました。時間が経っておりますが、休憩等よろしいですか。大丈夫ですか。はい。それでは続けさせていただきます。次に、前回会議以降の各課の報告をお願いいたします。順次、事務局よりお願いします。

**【こども未来部長】**

- ・新型コロナウイルス感染症について  
学校園所の卒業式等のマスクの着用緩和について
- ・吉川中学校生徒のスマホ教室について

**【教育総務課長】**

- ・令和4年度大阪府市町村教育委員会研修会について
- ・令和4年度ブロック別都市教育委員研修会について

**【義務教育課長】**

- ・各小中学校の卒業式修了式について

**【こども育成課長】**

- ・3所園の修了式、卒園式の日程について

**【生涯学習課長】**

- ・大阪府子ども会主催のドッチビー大会について  
豊能町からも、低学年高学年各1チームずつ参加してともに優勝

**【教育長】**

それぞれ報告ございましたが、何かご質問等ございますか。

よろしいですか。それでは以上をもちまして令和4年度第11回、豊能町教育委員会議2月定例会を閉会いたします。本日はどうも、ありがとうございましたお疲れ様でした。

閉会 午後3時58分